各都道府県介護保険担当課(室) 各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中 ← 厚生労働省 介護制度改革本部

## 介護制度改革 INFORMATION

## 今回の内容

「平成18年4月改定関係Q&A(VOL3)」 の訂正について

計2枚(本送信票除く)

vol. 96-2 平成18年4月25日 厚生労働省介護制度改革本部

貴都道府県内市町村及び関係諸団体に 速 や か に 送 信 い た だ き ま す よ う よ ろ し く お 願 い い た し ま す 。 都道府県介護保険担当主管課(室) 御中

厚生労働省老健局老人保健課

平成18年4月改定関係Q&A(Vol.3)の訂正について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年4月21日に発出いたしました「改定関係Q&A(Vol.3)」に一部誤りがありましたので、別添のとおり修正いたします。各自治体におかれましては、これらを参照のうえ、事務を進めていただきますようお願いいたします。

照会先

厚生労働省老健局老人保健課 企画法令係

TEL 03-5253-1111 (内線 3949·3960) FAX 03-3595-4010

## ③短期集中リハビリテーション実施加算関係

- (問 8) 各リハビリテーション関係サービスの短期集中リハビリテーション実施加算の起算日となる「退院(所)日又は認定日」、「入所の日」が施行日(平成18年4月1日)前であった場合の算定の取扱い如何。
- (答) 施行日(平成18年4月1日)前の「退院(所)日又は認定日」又は「入所の日」から起算して、利用者の該当する期間に応じて、18年4月1日以降、短期集中リハビリテーション実施加算の算定を行うこととする。
  - (例) 通所リハビリテーションの場合

平成18年3月15日に退院した利用者に対して、4月5日から短期集中リハビリテーションを実施した場合

- 4月5日~4月<del>15</del>14日のうちの実施日
  - ・・・短期集中リハビリテーション実施加算(1月以内)180単位算定
- 4月1615日~6月1514日のうちの実施日
  - ・・・短期集中リハビリテーション実施加算(1月超3月以内)130単位算定
- 6月1615日以降の実施日
  - ・・・短期集中リハビリテーション実施加算(3月超) 80単位算定